

○公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー
小規模 MICE 開催支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、MICE の積極的な誘致を促進し、国際文化観光都市京都の発展及び MICE 関連産業の振興に寄与するため、京都市から公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー（以下「コンベンションビューロー」という。）に支出される補助金を用いて、京都市内において開催される MICE のうち、京都市の活性化に寄与すると考えられるものに対し、その開催に係る資金の一部を助成する助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 助成対象となる MICE は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす学会、会議、総会、大会、コーポレート・ミーティング、インセンティブ・ツアーや等とする。ただし、コンベンションビューローが必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 京都市内で会期が 2 日以上の会議等を開催すること。

(2) 予定参加者数が概ね以下のとおりであること。

- ・学会等 50 人以上 199 人以内
- ・コーポレート・ミーティング、インセンティブ・ツアーや等 50 人以上 199 人以内

(3) 政治活動又は宗教的活動を目的としないものであること。

(4) 当該助成事業に京都市の他の予算・助成金を利用していないこと。ただし、国際会議、海外からのミーティング、インセンティブ・ツアーやは「京都らしい MICE 開催支援補助制度」との併用が可能とする。

国際会議とは、以下の日本政府観光局（JNTO）の基準に則る。

①主催者が、「国際機関・国際団体（各国支部を含む）」又は「国家機関・国内団体」

②参加者総数：50 人以上

③参加国：日本を含む3箇国以上

④開催期間：1 日以上

海外からのミーティング、インセンティブ・ツアーやとは、主催者（企業や団体）の所在地が海外にある、又は企業や団体が主催し、参加者の半数以上が海外からの参加者で構成されるものとする。

(5) 当該助成事業及び当該助成事業と同様の事業に過去 3 年以内に本助成金を利用していないこと。

(6) 申請者及び助成を受けようとする MICE 主催者（以下「主催者等」という。）は、京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等または同条 5 号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

(助成金の限度額)

第3条 助成金額は、MICE 1 件につき原則として 20 万円を超えないものとし、会議の開催時期・期間・規模等に応じて金額を決定する。

(助成金の交付申請)

第4条 助成を受けようとする主催者等は、申請を、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー小規模MICE開催支援助成金/中規模MICE開催支援助成金交付認定申請書(第1号様式の1)に次の各号に掲げる書類を添えて、コンベンションビューローに提出するものとする。申請は対象事業の開催予定日1箇月前までとし、原則1箇月を過ぎた申請は受け付けない。

(1) 公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー小規模MICE開催支援助成金
/中規模MICE開催支援助成金交付認定審査依頼書(第1号様式の2)

(2) 事業計画書又は開催趣意書

(3) 収支予算書又は資金計画書

(4) その他コンベンションビューローが必要と認めるもの

(審査及び助成の決定と通知)

第5条 コンベンションビューローは、第4条による申請があったときは、助成対象の可否及び交付予定額を決定する審査を行うこととし、審査に要する基準などについては京都市と協議のうえ決定する。

2 前項の審査の結果、助成対象とすることが決定された会議等について、コンベンションビューローは公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー小規模MICE開催支援助成金/中規模MICE開催支援助成金交付承認・交付予定額通知書(第2号様式)を主催者等に送付するものとする。

3 審査の結果、助成金の交付が適当と認められなかった会議等について、コンベンションビューローは、主催者等に対し、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー小規模MICE開催支援助成金/中規模MICE開催支援助成金交付不承認通知書(第3号様式)を送付するものとする。

(変更等の承認の申請)

第6条 補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る承認の申請は、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー小規模MICE開催支援助成金/中規模MICE開催支援助成金変更承認申請書(第4号様式)によって行うものとする。

2 補助事業等の中止又は廃止に係るコンベンションビューローの承認の申請は、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー小規模MICE開催支援助成金/中規模MICE開催支援助成金事業中止・廃止承認申請書(第5号様式)により行うものとする。

3 コンベンションビューローは、前二項の申請があった場合において必要があると認めるときは、助成金の交付予定額を変更することができる。この場合において、コンベンションビューローは、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー小規模MICE開催支援助成金/中規模MICE開催支援助成金交付額変更通知書(第6号様式)により、主催者等に通知するものとする。

(事業完了の届出)

第7条 助成対象事業の主催者等は、事業の実績報告を、助成対象事業終了後2箇月以内に、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー小規模MICE開催支援助成金/中規模MICE開催支援助成金認定会議開催実績報告書（第7号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業実施報告書
- (3) 補助対象事業の写真

（助成金の交付）

第8条 第7条の実績報告による助成額の確定通知は、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー小規模MICE開催支援助成金/中規模MICE開催支援助成金交付額決定通知書（第8号様式）により行うものとする。

（助成金の交付方法）

第9条 主催者等は、決定通知書受領後、京都文化交流コンベンションビューロー小規模MICE開催支援助成金/中規模MICE開催支援助成金振込依頼書（第9号様式）をコンベンションビューローへ提出し、これを以てコンベンションビューローは主催者等に対し、助成金を支払うこととする。

（助成金活用の告知等）

第10条 主催者等は、助成対象事業の実施に当たっては、作成する印刷物（ポスター、プログラム、パンフレット等）や看板などに必ず以下の京都MICEロゴと定型文を用いてコンベンションビューローからの助成を受けている旨を表示しなければならない。広報印刷物への掲載が間に合わない場合は、京都MICEロゴおよび告知定型文をA3サイズ以上の用紙に印刷し、会場にて掲示し掲示写真を提出すること。（別紙のデータを印刷のうえ利用すること。）後援名義許可を得た場合でも、後援、スポンサーなどの表記での告知は認められない。

京都MICEロゴ



告知定型文

日本語：「本事業は、京都市および公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローの助成金を活用し実施しています。」

英語：「This program is supported by a subsidy from Kyoto City and the Kyoto Convention & Visitors Bureau.」

- 2 主催者等は、助成対象事業のウェブサイトを有する場合、コンベンションビューローが定めるバナーの掲載を行わなければならない。
- 3 コンベンションビューローが別途定める協力依頼事項について、可能な限り協力をすること。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、コンベンションビューロー専務理事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。